

新型コロナウイルス感染症（無症候患者の自宅隔離に関する保健省指針の発表）

8月6日、新型コロナウイルス感染症無症候患者の自宅隔離にかかる指針についての保健省公衆衛生局発回章第22/2020号が発表されたところ、概要次の通り。

1. 前文

本回章は、新型コロナウイルス感染症陽性者の内、無症候患者及びその家族に対する行動規則を定めるものである。当該患者の隔離期間は、2度の検査で陰性が確認されるまでとされるが、各々の患者の症状次第で対応が変わり得る。行動規則の適切な適用にあたり、当該患者及び家族の協力が不可欠である。

本指針は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や新たな科学的エビデンスに従って改変され得る。

2. 定義

（1）隔離（isolamento）とは、新型コロナウイルス感染症陽性者乃至陽性疑い者の行動を制限乃至分離することを意味する。

（2）無症候患者とは、PCR検査で陽性が確認された者のうち、感冒症状の発展がなく、呼吸をすることでウイルスを拡散させ、至近距離にいる他者に感染させる者を意味する。

3. 自宅隔離にあたっての指針

（1）新型コロナウイルス感染症無症候患者及びその家族に隔離が命ぜられる。この措置は、市中での感染拡大を防ぐという観点からリスク評価した後、国家保健当局により決定される。隔離措置は、定められた期間（14日～21日間）が終了するまで続く。

（2）隔離措置対象者及びその家族は、居住区の自治会の支援を得ながら、公共治安統合センター（CISP）及び居住区の保健当局により経過観察される。当該患者及び家族が、定められた措置を適切に履行しない場合は、即時政府指定施設に移送される。仮に、当該居住区の他の住人へのウイルスの拡散が確認される場合、当該患者は、7月8日付大統領令第184/20号22条等に基づき処罰される。

4. 自宅隔離の必要条件

（1）特定の居住地（住所）があり、使用可能な通信手段（携帯電話、インターネット）を

有していること。

(2) 居住地において1名を超えて感染者が確認される場合、少なくとも2名を収容できる個室があること、乃至、隔絶された居住空間があること（例：離れ）。

(3) あらゆる感染対策規則（マスクや手袋の着用、当該患者が生活上必要な物品を隔離部屋のドアの前に置き立ち去る等）を遵守し、当該患者家族の生活を支援する親類、友人、隣人、機関を有すること。

(4) トイレ・バスが備え付けてある個室の場合

ア 当該部屋の風通しを良くしなければならない。ただ、窓を開ける一方で、常にドアを閉めなければならない。

イ 当該患者は、当該個室に留まり、リビング、キッチン、ベランダ等の空間を共用しない。

ウ 常にマスクを着用する。

エ 呼吸器衛生の確保に努める（咳やくしゃみをする場合は、肘や使い捨てティッシュで口を覆い、手洗い乃至アルコール消毒を行う）。

オ 他の家族との接触を避け、専用の食器を用いる（皿、スプーン、フォーク、ナイフ、コップ、グラス）。

カ 当該隔離部屋の入り口で食事を受け取る。

キ 塩素系漂白剤で当該隔離部屋及びトイレ・バスを掃除する。

ク 個別にシーツ及びタオルを2部用意する。

ケ 温水及び洗剤で衣服を洗濯し、天日干しの後、アイロンをかける。

(5) トイレ・バスが備え付けられていない個室の場合

ア 専用の個室に留まり、共用スペースを用いない。

イ マスクを着用する。

ウ 他の家族と接触しない。

エ 専用の食器（皿、スプーン、フォーク、ナイフ、コップ、グラス）を使用する。

オ 温水及び洗剤で食器を洗う。

カ 当該隔離部屋の入り口で食事を受け取る。

キ 塩素系漂白剤を用いて当該隔離部屋を掃除する。

ク 個別にシーツ及びタオルを2部用意する。

ケ 温水及び洗剤で衣服を洗濯し、天日干しの後、アイロンをかける。

コ トイレ・バスの使用後、当該患者との接触箇所全てを塩素系漂白剤で殺菌する。

サ 共用トイレ・バスを使用する場合、全てのスペースを水と塩素系漂白剤で掃除する。

5. 当該患者の症状の経過観察

一日2回体温を計測し、38度以上、乃至、咳、呼吸困難等の感冒症状が発現する場合は、居住区の保健当局に報告しなければならない。

6. 居住宅の清掃

(1) ものの表面の清掃や殺菌を行う際には、感染防止手袋や衣服（例：ゴム手袋、プラスチックエプロン）を使用しなければならない。

(2) 手袋を装着する前後で手を洗わなければならない。

(3) 共用物の表面（ドアノブや蛍光スイッチ等の頻繁に接触される箇所については特に）の殺菌にあたっては以下に従う。

ア 初めに水と洗剤で洗う

イ 塩素系漂白剤入りの水で拭く（水と塩素系漂白剤の割合は、9：1）

ウ 10分間おく

エ 温水で濯ぎ、空気乾燥させる。家具やその他の機器（リモコンや携帯電話等）は、殺菌ウェットティッシュや70%のアルコールで殺菌され得る。

(4) トイレ・バスの清掃にあたっては以下に従う。

ア 蛇口、洗面台、排水溝からはじめ、浴槽乃至シャワー、便座の順に、塩素系漂白剤を使って掃除する。

イ 塩素系漂白剤を用いて、物置棚等を掃除・殺菌する。その際、取っ手の殺菌を忘れないこと。